

掲載内容

DLを付した条項例は新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

はじめに

- 第1 遺言能力
- 第2 遺言の方式 DL
- 第3 遺留分の侵害
- 第4 遺言事項と付言事項
- 第5 遺言の撤回
- 第6 その他

第1章 相続方法の指定

- 第1 配偶者の生活に配慮するケース**
 - [1] 自宅を配偶者に、金融資産を配偶者と相続人に一定の割合で相続させる場合 DL
 - [2] 配偶者居住権を遺贈する場合 DL
 - [3] 配偶者に全ての財産を相続させたい場合 DL
 - [4] 子のない夫婦がお互いに財産を相続させた上で、双方の死後の財産の帰属についても指定しておきたい場合 DL
 - [5] アパートの賃貸収入を配偶者の生活費に充てたい場合 DL
 - [6] 配偶者に法定相続分より多く相続させたい場合 DL
 - [7] 配偶者に債務を負担させたくない場合 DL
 - [8] 子一人に財産を相続させて認知症の配偶者の面倒を見てほしい場合 DL
 - [9] 後妻が生活に困らないようにしたいが、財産は最終的に先妻の子・孫に引き継がせたい場合 DL
- 第2 特定の相続人の生活に配慮するケース**
 - [10] 親亡き後に障害のある子の生活を確保したい場合 DL
 - [11] 未成年の子で、親権者が遺言者だけの場合 DL
 - [12] 多額の援助をした子にも、他の子と同じように相続させたい場合 DL
 - [13] 自分の面倒を見てくれた独身の子の将来に配慮したい場合 DL
- 第3 特定の相続人に相続させないケース**
 - [14] 別居中の妻に相続させず、兄弟姉妹に相続させたい場合 DL
 - [15] 非行を繰り返してきた子に相続させたくない場合 DL
 - [16] 預金を勝手に引き出して行方不明になっている子に相続させたくない場合 DL
 - [17] 相続人の一人には既に相当の財産を与えているので、その相続人を除いて相続させたい場合 DL
 - [18] 浪費癖がある子に相続させず、少額ずつ受け取れるようにしたい場合 DL
 - [19] 推定相続人のうち、特定の兄弟やその子孫には相続させたくない場合 DL
 - [20] 推定相続人に相続させないが、遺贈先も決まっていない場合 DL
- 第4 相続人間の平等を図りたいケース**
 - [21] 先妻との間の子の学費を援助したため、後妻との間の子に多く相続させたい場合 DL
 - [22] 生命保険の受取人と受取人以外の相続人の公平を図りたい場合 DL
 - [23] 別件の遺産相続で他の兄弟よりもたくさんもらった相続人の相続財産を少なめにしたい場合 DL
- 第5 相続人以外の者に遺贈するケース**
 - [24] 亡くなった子の配偶者とその子に財産を遺贈したい場合 DL

- [25] 介護してくれた長男の嫁にお礼に財産を一部渡したい場合 DL
 - [26] 孫に将来の学費を遺贈したい場合 DL
 - [27] 公益団体に財産を寄附したい場合 DL
 - [28] 全ての財産を知人に遺贈する代わりに、死後の諸手続を頼みたい場合 DL
 - [29] 愛人に財産を遺贈したい場合 DL
 - [30] 孫に直接財産を相続させたいが、財産管理の心配がある場合 DL
- 第6 条件を付けて相続させる又は遺贈するケース**
- [31] 予定する相続人が遺言者と同時に又は先に死亡したときに備え、予備的に別の者に相続又は遺贈させることを決めておきたい場合 DL
 - [32] 特定の財産を遺贈するが、その受遺者が相続人となった場合には、相続させるとの遺言をしておきたい場合 DL
 - [33] 特定の財産を相続させるが、その財産を処分したときに備えた遺言をしておきたい場合 DL
 - [34] 特定の条件を満たしたときに限り、遺産相続をさせる場合 DL
 - [35] 特定の財産を取得したときに、特定の相続人に相続させたい場合 DL
- 第7 事業を承継させるケース**
- [36] 事業を承継する者に事業用財産を遺贈したい場合 DL
 - [37] 経営する会社の全株式を一人の相続人に相続させ、他の相続人には代償金を支払うなどにより財産を得させたい場合 DL
 - [38] 事業の債務を特定の者に承継させたい場合 DL
 - [39] 会社の経営者を複数先の世代まで決めておきたい場合 DL
- 第8 遺産の渡し方を工夫したいケース**
- [40] 遺産を処分して、債務も弁済してから相続人・受遺者に分配したい場合 DL
 - [41] 特定の者に終期付の定期的な贈与をした場合 DL
 - [42] 遺留分侵害額請求があったときの対応を決めておく場合 DL
 - [43] 自宅不動産を一人の相続人に相続させ、他の相続人には代償金を支払うようにしたい場合 DL
- 第9 祭祀等について指定するケース**
- [44] 祭祀承継者を指定する場合 DL
 - [45] 信仰する宗教の方式で葬儀や埋葬を行いたい場合 DL
 - [46] 樹木葬・散骨をしてほしい場合 DL
 - [47] 祖先の墓は墓じまいをし、自身は永代供養をしてもらいたい場合 DL
- 第10 その他のケース**
- [48] 株式、国債、投資信託等を特定の者に相続させ又は遺贈したい場合 DL
 - [49] 暗号資産を特定の者に相続させたい場合 DL
 - [50] 生命保険の受取人変更をしたい場合 DL
 - [51] 子を認知したい場合 DL
 - [52] 胎児に相続させたい場合 DL
 - [53] 相続人を廃除したい場合 DL
 - [54] ペットの世話を頼みたい場合 DL
 - [55] 代々受け継がれている美術品を寄贈して管理を頼みたい場合 DL

第2章 執行方法の指定

- 第1 遺産分割方法を指定するケース**
 - [56] 遺産分割方法の指定を第三者に委託したい場合 DL
 - [57] 相続人が行方不明でも相続手続が円滑に行えるようにしたい場合 DL
 - [58] 空き家となる自宅を処分し、その売却代金を相続人等に配分したい場合 DL

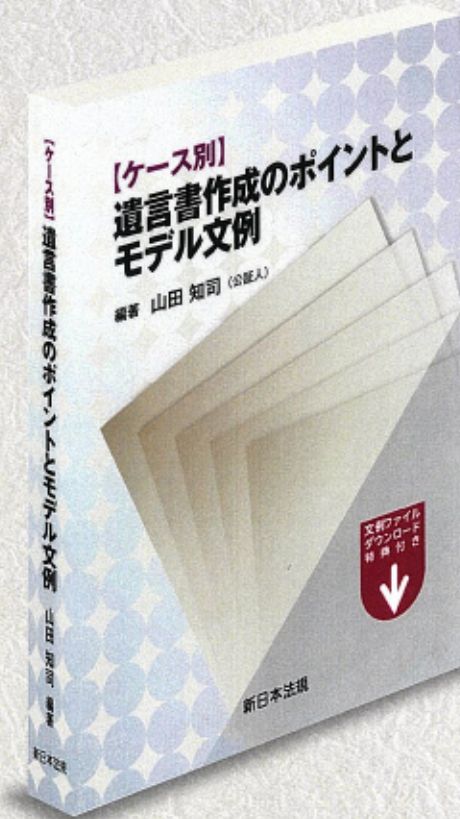
- [59] 一定期間遺産分割を禁止したい場合 DL
- 第2 遺言執行者を指定するケース**
- [60] 遺言執行者を指定する場合 DL
 - [61] 遺言執行者の報酬を定めておきたい場合 DL
 - [62] 遺言執行者が死亡したときに備えて対策を講じておきたい場合 DL
- 第3章 遺言の撤回・変更**
- 第1 遺言を撤回するケース**
- [63] 遺言を撤回したい場合 DL
- 第2 遺言内容を変更するケース**
- [64] 以前に作成した遺言の一部を変更したい場合 DL
 - [65] 自筆証書遺言において、本文や自筆によらない目録を加除・訂正したい場合 DL
- 第4章 障害者等による遺言**
- [66] 耳も聞こえず口もきけない者が遺言書を作成したい場合 DL
 - [67] 自力で文字を書くことが困難な者が遺言書を作成したい場合 DL
 - [68] 認知症の者が遺言書を作成したい場合 DL
- 第5章 外国関係の遺言**
- [69] 日本語がほとんど分からない者が遺言したい場合 DL
 - [70] 外国にいる日本人が遺言書を作成したい場合 DL
 - [71] 日本にいる外国人が遺言書を作成したい場合 DL
 - [72] 海外の財産について遺言したい場合 DL
- 第6章 特殊な手法**
- 第1 信託を活用するケース**
- [73] 遺産を信託財産にして他人に管理させる場合 DL
 - [74] 生前から財産管理を任せ、死後には財産を円滑に相続させたい場合 DL
 - [75] 信託を利用して財産の承継者を確定させてしまい、後に判断力の低下や他人にそそのかされるなどにより変更することのないようにしたい場合 DL
 - [76] 財産の承継者を何代も後まで決めておきたい場合 DL
 - [77] 信託を利用して障害のある子の生活の安定を図りたい場合 DL
 - [78] 信託を利用して円滑な事業承継を実現したい場合 DL
 - [79] 永代供養を確実に実現したい場合 DL
- 第2 死因贈与を活用するケース**
- [80] 死因贈与と契約を利用して遺産を承継させたい場合 DL
- 第7章 遺言では決められないがあらかじめ準備しておきたい事項**
- [81] 認知症になったときに備えて自分を後見してくれる者をあらかじめ決めておきたい場合 DL
 - [82] 不治の病におかされたときに尊厳死をさせてほしい場合 DL
 - [83] 脳死状態になったときに自分の臓器を役立てたり、死後に献体をしたい場合 DL
 - [84] 死後に葬儀や法要、家財道具等の整理をする者がいないので、あらかじめ頼んでおきたい場合 DL
- 附 録**
- 公証人手数料額一覧表
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケース別

遺言書作成のポイントとモデル文例

編著 山田 知司 (公証人)

遺言モデル文例のスタンダード!



- ◆相続法の改正や信託の活用など近時の実務動向を踏まえたケースを豊富に取り上げています。
- ◆ケースに応じた遺言書作成のポイントを解説した上で、モデル文例をバリエーション豊かに掲載しています。
- ◆実務に精通した公証人等が執筆した確かな内容です。

購読者特典

文例データは新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます!

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

A5判・総頁438頁
定価5,720円 (本体5,200円) 送料460円

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! (電子版)
定価 5,170円 (本体 4,700円)

[2] 配偶者居住権を遺贈する場合

ケース

遺言者には、妻と独立した子（長男）がいるが、遺言者の死後、妻が自宅に居住し続けられるようにしたいと考えている。妻が安定した生活を維持するには、自宅のほか生活費としての金銭も遺すことが必要となるが、自宅のほか相当額の預貯金を妻に相続させるとすると、長男の遺留分を侵害することになる。

着眼点	作成のポイント
配偶者に住居を確保する	1 配偶者居住権 2 税制上の利点
遺留分侵害に配慮する	3 遺留分への配慮

解説

1 配偶者居住権

配偶者居住権は、平成30年の民法改正（平成30年法律72号）で創設された制度で、被相続人の配偶者が被相続人死亡後もこれまでどおりの居住環境を維持するためにその居住権を確保するための制度です（民1028以下）。

(1) 成立要件

配偶者居住権の成立要件は、①配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していたこと、②その建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割（審判を含みます。）、遺贈又は死因贈与がされたことです（民1028①・1029・554）。

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言公正証書
(前文省略)
第1条 遺言者は、遺言者が所有する下記の建物を遺言者の長男甲野一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。
記(省略)
第2条 遺言者は、遺言者の所有する前条記載の建物につき、配偶者居住権を、遺言者の妻甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生)に遺贈する。
2 前項の配偶者居住権の存続期間は、妻甲野幸子の死亡の時までとする。
第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、前記長男甲野一郎を指定する。遺言執行者は、移転登記手続、預貯金の解約、払戻し、名義変更、貸金庫の開扉、貸金庫契約の解約その他この遺言の執行に必要な一切の権限を有する。
(省略)

[57] 相続人が行方不明でも相続手続が円滑に行えるようにしたい場合

ケース

遺言者には妻、長男、長女、二男がいるが、長男が行方不明であるため、遺言者の死後直ちに遺産分割協議をすることができない。遺言によって円滑に相続手続ができるようにしておきたい。

着眼点	作成のポイント
遺産分割を遺言で決めておく方法	1 遺産分割方法の指定
相続分を指定しておく方法	2 相続分の指定
遺留分の対処	3 遺留分侵害額請求があったときの負担割合の指定

解説

1 遺産分割方法の指定

長
て
遺
え
が
行
方
不
明
な
必
要

2
ど

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言公正証書
(前文省略)
【A案 遺産分割方法を指定する場合】
第1条 遺言者は、遺言者の有する財産について、次のとおり相続させる。
1 妻甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
2 二男甲野二郎(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
3 長女甲野花子(昭和〇年〇月〇日生)に下記財産を相続させる。
記(省略)
【B案 相続分を指定する場合】
第1条 遺言者は、次のとおり相続分を指定する。
妻 甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生) 6分の4
二男 甲野二郎(昭和〇年〇月〇日生) 6分の1
長女 甲野花子(昭和〇年〇月〇日生) 6分の1
第2条 長男甲野一郎(昭
ず妻甲野幸子がするもの
(省略)

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒480-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

第6章 特殊な手法

第1 信託を活用するケース

[73] 遺産を信託財産にして他人に管理させる場合

ケース

遺言者には妻と子がいるが、重度の心身障害により施設入所中である長男の将来の生活をとても心配している。遺産である金銭及び管理会社に管理を任せている賃貸共同住宅の賃料収益をもって施設入所中の長男の治療費・生活費等に充てることにしたいが、長男には財産管理能力がなく、他に頼れる親戚もいないので、適当な第三者に賃貸共同住宅の管理運営を任せたい。

着眼点	作成のポイント
遺言で信託を行うのは、どのような場合か	1 遺言により設定される信託
受託者を誰にするか	2 受託者をどのように定めるか
信託財産は金銭も含むか	3 信託財産をどのように定めるか
監督者等を定め、第三者が権限を濫用しないようにする	4 信託監督人、受益者代理人を定めるか
	5 信託財産の管理方法等に関する定め

文例

DL

令和〇年第〇〇号
遺言信託公正証書
(前文省略)
第1条(信託の設定)
遺言者は、遺言者の有する次の財産につき、次のとおり信託を設定する。本信託は、受託者が信託を引き受けた時から、効力が生じる。ただし、遺言者の長男である甲野一郎(以下「長男一郎」という。)が遺言者より先に又は同時に亡くなっていたときは、この効力は生じないものとする。
1 信託目的
次の信託不動産及び信託金銭を信託財産として管理運用と必要な給付を行い、受益者である長男一郎の健康で文化的な生活及び福祉を確保するこ

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒480-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門9丁目3番13号
(2022.11)51002491

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。